

介護予防通所介護・日常生活支援総合事業 運営規程

通所介護つばき庵

(事業の目的)

第1条 株式会社きずなが開設する通所介護つばき庵（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者的心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。
- 5 事業所は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 通所介護つばき庵
- ② 所在地 静岡県沼津市下香貫山宮前3078番地の45

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

1 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する指定介護予防通所介護の利用の申し込みに係る調整や他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して介護予防の計画作成等を行う。

2 看護職員 1名以上

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

3 介護職員 1名以上

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

4 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から日曜日（但し、年末年始は除く）。

② 営業時間 8時30分から17時30分

③ サービス提供時間 9時00分から17時00分

④ 延長サービス可能時間帯 提供前 8時30分から9時00分
提供後 17時00分から17時30分

(利用定員)

第6条 利用定員は次のとおりとする。

月曜日～金曜日 1単位 15名

土曜日～日曜日 1単位 10名

(指定介護予防通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとし、指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。

① 食事の提供

② 入浴（一般浴）

③ 日常生活動作の機能訓練

④ 健康チェック

⑤ 送迎

⑥ アクティビティ（介護予防）

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1kmあたり30円徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の費用は、1時間あたり1,000円を徴収する。

- 4 食費は、600円を徴収する。
- 5 おむつ代は、150円（パッドは50円）を徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、沼津市（戸田地区を除く）とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

- 第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（緊急時等における対応方法）

- 第10条 指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
 - 4 利用者に対する指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理等）

- 第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備等について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、そ

の

- 結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発等を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備。
- ③ 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業に關し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業に係る利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(地域との連携等)

- 第16条 指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努める。
- 2 指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等を含めた協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を6か月に1回以上設置する。運営推進会議においては事業所の活動報告を行い、評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第18条 事業所は、全ての指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修 採用後1か月以内

② 継続研修 年2回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切な指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業に関する諸記録を整備し、介護計画（介護予防計画）の記録については、当該計画に基づく指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業サービスの提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社きずなと事業所の管理者等との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成23年8月1日から施行する。

この規程は平成24年4月1日から上記のとおり変更する。

この規程は平成28年4月1日から上記のとおり変更する。

この規程は令和1年10月1日から上記のとおり変更する。

この規程は令和3年6月20日から上記のとおり変更する。

この規程は令和3年9月 1日から上記のとおり変更する。

この規程は令和5年4月 1日から上記のとおり変更する。

この規程は令和6年4月 1日から上記のとおり変更する。